

「日米地位協定における軍属に対する裁判権の行使に関する運用についての新たな枠組みの合意」と、沖縄市事故の米軍属起訴決定について

2011 年 11 月 25 日 日本平和委員会

日米両政府は、11 月 23 日の日米合同委員会で、米軍属の公務中犯罪をめぐり、日米地位協定上第 1 次裁判権をもつ米側が米国内で刑事訴追しない場合、日本側の要請に好意的考慮を払うとの条件付きで、日本国内での裁判実施を可能とするよう、日米地位協定の運用を「改善」することで合意した。これを受けて那覇地検は、沖縄市で 1 月に 19 歳の與儀功貴さんを死亡させる交通事故を起こし、公務中を理由に不起訴とした米海兵隊軍属について、検察審査会の起訴相当決定をふまえて、自動車運転過失致死罪で起訴する決定を行った。

沖縄市事件の米軍属起訴決定は、故與儀功貴さんのお母さんが、「人の命を奪っておいて、なぜ日本の裁判で罪に問えないのか」と、那覇検察審査会に対し不服審査請求を行い、地位協定の改定を求めて立ち上がり、5 月 27 日に検察審査会が「不起訴は不当」「地位協定は見直しを」とする議決を下したこと。「與儀功貴君の遺族を支える会」のみなさんの 6 万 2 千筆の署名や自治体決議を求める運動を繰り広げてきたのをはじめ、犯人の起訴と地位協定改定を求める世論と運動の広がりがつくりだした重要な成果である。地位協定の抜本改定を求める意見書・決議は、沖縄県議会で全会一致で決議されたのをはじめ、県下 33 自治体、8 割の自治体に広がっている。

しかし、在日米軍の軍属に対する裁判権の運用に関する 11 月 23 日の合意は、米軍関係者を日本の裁判で厳正に裁くことを求める要求にこたえるものとはなっていない。「運用の改善」などとは到底言えない。

それは、引き続き、米軍属の公務中の犯罪については、第 1 次裁判権は米側にあるとするのである。そして、米側が刑事訴追しない場合に限って、日本政府が米国政府に対し、日本側による裁判権行使を要請することができるとし、これに対し米側が、「好意的考慮」や「十分な考慮」を払って同意した場合にのみ、日本が裁判権を行使することができるものである。裁判権行使の権限は、引き続き米側にあるのである。

米軍属にとどまらず、米軍人もふくめて、あらゆる米兵犯罪が日本の裁判で厳正に裁くことができないかぎり、日本の主権を実現することはできない。そのために我々は、今後とも日米地位協定の抜本的改定、そして何よりも米兵犯罪の温床である米軍基地の撤去を求めていくものである。